

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人泰玄会

- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 愛知県一宮市東五城字備前 1 番地の 1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和 48 年 3 月 1 日

(4) 設立登記年月日 昭和 48 年 3 月 13 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	宇佐美 覚	
理 事	多森繁喜	泰玄会西病院 管理者
同	柴田啓子	葵町クリニック 管理者
同	金 義宣	泰玄会病院 管理者
同	水谷直樹	泰玄会老人介護施設 管理者
同	齋藤高明	介護老人保健施設みなみ 管理者
同	川口正幸	
同	吉川晴之	
監 事	堀 龍之	
同	浅野佳史	
評 議 員	宇佐美孝子	経営有識者
同	宇佐美猛久	歯科医師
同	淀井淳司	医師
同	瀧川雅浩	医師
同	勝田逸郎	経営有識者
同	伊藤伸一	医師
同	中北武男	医師
同	草野晃司	経営有識者

同	佐々木克典	経営有識者
同	松浦 裕	経営有識者
同	稻垣克美	経営有識者
同	伊藤敬三	医師
同	服部昌志	医師
同	片山 信	医師
同	山田 豪	医師
同	保野慎治	医師
同	澤見裕康	医師

- (注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくとも差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第47条第1項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第49条の4参照）

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	泰玄会病院 泰玄会西病院	一宮市東五城字備前1番地の1 一宮市小信中島字郷中104番地	一般病床 125床 療養病床 81床 [医療保険 81床]
診療所	葵町クリニック	名古屋市東区葵1丁目25番12号	
介護老人保健施設	泰玄会老人保健施設 介護老人保健施設みなみ	一宮市小信中島字仁井西56番地3 一宮市上祖父江字小稻葉1番地	入所定員 86名 入所定員 100名 通所定員 65名

- (注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
泰玄会訪問看護ステーション	一宮市小信中島字仁井西25番地1	
訪問看護ステーションみなみ	一宮市上祖父江字小稻葉1番地	
介護相談センター泰玄会	一宮市小信中島字仁井西25番地1	
介護相談センターみなみ	一宮市上祖父江字小稻葉1番地	

地域包括支援センター泰玄会 【一宮市からの委託】	一宮市小信中島字仁井西 23 番地 1	
-----------------------------	---------------------	--

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に
【　】書で記載すること。

(3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年5月27日 当期(第50期)事業報告及び決算の決定

令和5年3月31日 当期(第52期)事業計画及び収支予算の決定

当期(第52期)借入金額の最高限度額の決定

当期(第52期)役員等報酬の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。

なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

法人名 医療法人 泰玄会
 所在地 愛知県一宮市東五城字備前1番地の1

※医療法人整理番号 134

貸 借 対 照 表
 (令和5年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,030,547	I 流動負債	608,486
現金及び預金	78,717	支払手形	0
事業未収金	871,108	買掛金	61,942
有価証券	0	短期借入金	286,000
たな卸資産	51,138	未払金	238,293
繰延消費税	11,519	未払費用	0
前払費用	14,007	未払法人税等	121
その他の流動資産	4,058	未払消費税等	3,226
II 固定資産	3,189,613	前受金	0
1 有形固定資産	3,121,341	預り金	16,857
建物	1,358,148	前受収益	0
建物附属設備	285,241	賞与引当金	0
構築物	20,936	その他の流動負債	2,047
機械装置	13,372	II 固定負債	2,674,022
車両及び船舶	0	医療機関債	0
土地	1,382,451	長期借入金	2,579,205
建設仮勘定	0	繰延税金負債	0
その他の有形固定資産	61,193	退職給与引当金	94,817
2 無形固定資産	10,871	その他の固定負債	0
差入保証金	5,317	負債合計	3,282,507
ソフトウェア	3,547	純資産の部	
その他の無形固定資産	2,007	科 目	金 額
3 その他の資産	57,401	I 積立金	937,653
出資金	9,510	設立等積立金	19,300
長期貸付金	0	任意積立金	1,160,000
保有医療機関債	0	繰越利益積立金	△ 241,647
その他長期貸付金	0	II 評価・換算差額等	0
役職員等長期貸付金	15,040	その他有価証券評価差額金	0
保証金	15,027	繰延ヘッジ損益	0
繰延税金資産	0	純資産合計	937,653
その他の固定資産	15,792	負債・純資産合計	4,220,160
繰延資産	2,032		
資産合計	4,220,160		

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人 泰玄会
 所在地 愛知県一宮市東五城字備前1番地の1

※医療法人整理番号 134

損 益 計 算 書
 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		4,771,329
2 事業費用	4,888,199	
(1)事業費	0	4,888,199
(2)本部費		
本来業務事業利益		△ 116,870
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		234,028
2 事業費用		231,673
附帯業務事業利益		2,355
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業利益		△ 114,516
II 事業外収益		
受取利息	2	
その他の事業外収益	98,235	98,237
III 事業外費用		
支払利息	32,810	
その他の事業外費用	51,753	84,562
経常利益		△ 100,842
IV 特別利益		
固定資産売却益	23,022	
その他の特別利益	4,850	27,872
V 特別損失		
固定資産売却損	7,350	
その他の特別損失	378	7,728
税引前当期純利益		△ 80,698
法人税・住民税及び事業税	121	
法人税等調整額		121
当期純利益		△ 80,819

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式2

法人名 医療法人 泰玄会
 所在地 愛知県一宮市東五城字備前1番地の1

※医療法人整理番号 134

財 产 目 錄
 (令和5年3月31日現在)

1. 資 产 額	4,220,160 千円
2. 負 債 額	3,282,507 千円
3. 純 資 产 額	937,653 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流動資産	1,030,547
B 固定資産	3,189,613
C 資産合計 (A+B)	4,220,160
D 負債合計	3,282,507
E 純資産 (C-D)	937,653

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 貸借 ■ 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建 物 (□ 法人所有 □ 貸借 ■ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

監事監査報告書

医療法人泰玄会

理事長 宇佐美 覚 殿

私たちは、医療法人泰玄会の令和4会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年5月24日

医療法人泰玄会

監事 堀 龍之

監事 浅野 佳史

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対象表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。

原本の写しあること
を証明します

※知県一宮市東五城字備前1-1
医療法人 泰 玄 会
理事長 宇 佐 美 覚